

去年西曆二月、大清雍正帝仁德にて例年諸省より納米年貢の内、三分一不<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>豐凶不論貴賤貧富、戊亥兩年の間に、忽て大清一統に免許の由、朝廷より文書を以て諸省の總督撫院へ宣旨有之。依之所々の官府へ申來候に付、民間へ被相觸、諸民滿悅仕候。將又同年三月鳳凰二羽、北京の帝都より西山の上に致鳴聲、數十町に相聞え候。大鳥二羽先行し諸鳥後を守護し候。右の鳥羽五色にして長壹丈貳三尺、高七八尺程有之、西山の官民數百人見届候旨達寂聞候處、雍正帝宣旨に、是我德にあらず萬民の德也と。此度船頭趙樹三が從弟趙大鯨、樹三が妻の弟吳應牧と申す兩人、ともに翰林學士日講官にて候。樹三儀其節北京へ致參府候に付、此兩人方より右の段承之候由。西山と申は雍正帝の離宮にて、則圓明園と申し、帝城より東の方にて、本朝の里數にて凡三里隔り候。近來於中國も鳳凰來儀の儀承不及候。右南京の船頭此度長崎にて語候趣、長崎より申來候。

一、室鳩巢の天命論

大體兒へ來書の内  
最前論語開講の時分、おそく出候て學而篇より爲政の口二三章不承候間、講じきかせ候様に懇望の者有之、もはや學

而篇は相濟候。近日爲政篇を講申害に候。就其十有五志於學章を工夫仕見申候。外に何の替儀は無之候。但五十知天命と申所、集注に天命即天道之流行而賦於物者。乃事物所以當然之故也と有之候所、如何見被申候や、只今迄あら濟しに仕置候。此度よく合點いたし候。語類に父慈子孝は所以當然也。知天命は知其所以當然。是父子本一箇のなる事を知て可也の由有之候。此語にて得心いたし候。父にては慈、子にては孝、當然是二つに候得共父子もとひとつ人にて候。もし父に成候時は慈になり、もし子に成候時は孝に成申候。然れば孝慈は二つにて、其所以孝慈は一つにて候。父に在て所以慈は、則子に在て所以孝にて、こゝに替事は無之候。其いはれば天より人に賦せられ候に、孝慈と分けては不被賦候。たゞ其所以孝慈の理を被賦候。孝慈一理に候。孝慈に不限凡事物の當然是、事々物々替る共、所以當然是一原より出申候。天より被賦には、其所以當然を以て被賦候。其故父に孝をし、子に慈をするは、性より出る我が所爲にて候。父に向ては孝をせまじきと思ても、孝ならざることを不得、子に對しては慈ならざること

を不得物、人ごとに有之。是は孝をし慈をする本にて、天命流行の所なり。人も萬物と同じく、天命流行の中にあれば、孝をし慈をするも、鳶の飛び魚の躍るも同事にて候。其當然是萬殊なれども、其所以當然是一理なり。委細は筆紙に不能盡候。かやうの事、いつか面談に申入度候。以

上。四月八日一節助

一、唐船主へ白銀の御褒美

去戌年三十三番唐船主

謝 愷 信

右唐船へ去冬日本人拔買を企て、海上を遊ぎ著船、中へ乗り移り候所に、唐人共起合圍之、早速番船へ訴候に付召捕之候。拔買之儀は重き御製禁の處、堅く相守り候に付爲御褒美、右謝愷信へ白銀千兩被下之候。

一、無人島漂着始末

寛文九年の冬紀州領内の商船、渡海の節逢難風無人嶋へ致漂流、翌年歸郷の趣紀州より言上、船頭江戸へ召寄老中被相尋趣。

一、蜜桶を江戸へ廻し候に付、去年十一月廿六日紀州有田郡苦嶋川出帆し、十二月六日勢州河野浦の海上にて大風に

逢、漂流いたし今年二月廿日頃無人の嶋へ流寄候。嶋へ上り候へば龜井諸島居多に付、棒又は礫にて打殺し食物に仕候處、船中七人の内船頭勘左衛門と申者、右食物に中り死申候。舟も破損し候故、船中の鐵、鑿等にて船の殘木を取上、四月迄かゝり小船を作り、同月出船し八日夜風よく候て走り候へば、八丈島へ着岸仕、爰にて麥少々乞受、五月五日出船し、同七日に豆州下田へ着船し、同日同國須崎浦理兵衛方へ落着、十三日に發出、廿三日の晚阿州淺川へ着岸仕候。

一、右漂泊の嶋は、八丈島より三百餘里斗も己午の方にて候。此島に見事成樹多く有之候。取分見事成を御用にも可立やと存じ、二本切參申候。長一丈二尺許、本末共に切口壹尺六七寸許に候。一本は八丈島にて代官内藏助へ遣候。一本は須崎の理兵衛に預け置、江戸紀州殿屋敷迄届候様に申置候。右木葉は茗荷の如くにて枝無之、葉許有之、色々の繪様相も見事に有之、此樹二かい三かい許の木多相見候。長さ十七八間・二十間も有之、本末同様成木數多御座候。此島廻り見候へば二三里廻りの嶋、高さは伊豆の大島三分一